

## 災害時の「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を指定しました ～緊急避難場所の表示板も付け替えます～

本市では、災害時の避難場所等について、東日本大震災後に行われた指定基準等の見直しに伴い、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」として、指定しましたので、お知らせします。

また、今回の指定に伴い、緊急避難場所の表示板の付け替えを行いますので、併せてお知らせします。

### 1 経緯・趣旨

東日本大震災では、指定された避難場所に避難したにも関わらず、津波により多くの方が被災した教訓から、従来の避難場所・避難所を洪水や津波等の災害種別ごとに、一時的に身の安全を確保できる「指定緊急避難場所」と、一時的な生活の本拠地となる「指定避難所」を区分して指定するよう、災害対策基本法が改正された。

この改正に伴い、本市においても、これまで指定していた災害時の避難場所・避難所について、海拔や地勢等の地理的要因などを踏まえ、各避難場所が災害種別ごとに適しているかを検討し、このたび、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」として、改めて指定する。

また、今回指定する「指定緊急避難場所」においては、災害種別ごとの避難可否や海拔を表示した表示板への付け替えを実施する。

### 2 指定日

平成30年1月4日（木）

### 3 指定内容（災害対策基本法の改正に伴う見直し後の指定内容）

| 見直し前<br>(平成30年1月3日まで)  | 見直し後<br>(平成30年1月4日以降)  |
|--|--|
| <p><b>避難場所 (329箇所)</b><br/>災害が発生して一時的な避難が必要な時に、身の安全を確保する場所<br/>【例】市立小中学校の校庭、地域の公園など</p>  | <p><b>指定緊急避難場所 (368箇所)</b><br/>公園、学校の屋内運動場または校庭等、<u>災害種別ごとに一時的に市民の安全が確保できる施設または場所</u></p> <p>※<u>広域避難場所及び本市が独自に指定していた「津波避難ビル」を新たに指定。なお、広域避難場所及び津波避難ビルの呼称は、引き続き、使用する。</u></p> |
| <p><b>広域避難場所 (38箇所)</b><br/>大規模な火災が発生したとき、煙などから身を守り、安全を確保する場所<br/>【例】相当程度のオープンスペースが確保された公園など</p>                                 |  |
| <p><b>津波避難ビル (50箇所)</b><br/>津波から身の安全を確保するための、緊急に一時避難する施設<br/>【例】原則として建築物の3階又は地上高4m以上の場所のうち、あらかじめ指定した範囲</p>                       |  |
| <p><b>避難所 (278箇所)</b><br/>被災者の住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設<br/>※避難場所のうち、一時的宿泊が可能な設備を有する施設等を指定（避難場所と重複有）</p> | <p><b>指定避難所 (276箇所)</b><br/>被災者の住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設<br/>※避難場所のうち、一時的宿泊が可能な設備を有する施設等を指定（避難場所と重複有）</p>   |

※耐震性が確保できない施設（中央コミュニティセンター・武道館・千葉公園体育館）を指定解除

※指定緊急避難場所・指定避難所一覧参照【URL】<http://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/hinanbasyoichiran.html>

#### 4 表示板の付け替えについて

緊急避難場所の指定に伴い、各避難場所に設置している看板について、1月から3月にかけて、順次、災害の種別毎の避難可否や海拔を表示した看板への付け替えを実施する。（※現行看板が設置されている指定緊急避難場所が対象。）

